

生活福祉委員会

送付 2 1 - 1 5

商業地等の固定資産税等の負担水準の上限を引き下げる

減額措置の継続についての意見書の提出を求める陳情

受付年月日 平成 2 1 年 1 0 月 5 日

陳 情 者 千代田区九段南 3 - 3 - 1 4 サニー九段ビル 2F
社団法人 麹町青色申告会
会 長 後藤光男

陳情書

【陳情の要旨】

「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を、平成22年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

【陳情の趣旨】

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を、平成22年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

平成21年10月5日

千代田区議会議長 桜井 ただし 殿